

## 東三河広域連合 10 年間の取組の評価について

令和 7 年 1 月

東三河広域連合総務課

## 目 次

1. 評価の目的	1
2. 取組の評価	
(1) 評価の考え方	1
(2) 共同処理による効果（定量的な評価）	1
(3) 共同処理事務の取組の成果（定性的・定量的な評価）	3
(4) その他の事務に関する評価について	13
3. 総括	14

## 1. 評価の目的

平成 27 年に東三河広域連合が設立され、令和 6 年度で 10 年が経過しました。より効果的な施策の推進に向け、10 年間の取組を整理及び評価し、今後の行政運営に活用します。

## 2. 取組の評価

### (1) 評価の考え方

東三河広域連合では、設立以来、共同処理事務、広域連携事業、権限移譲事業を取組の柱に据え、東三河 8 市町村が連携して実施することで、効率化や効果の創出が見込める事業を推進してきました。

中でも共同処理事務については、広域連合設置によるスケールメリットが特に発揮される事務として、広域連合設立時に、各市町村で実施する場合と広域連合で共同処理する場合を比較し、想定される効果を定性的・定量的に示していたことから、本書においては、共同処理事務の 10 年間の取組を中心に、その成果を整理、評価します。

### (2) 共同処理による効果（定量的な評価）

#### ①広域連合設立時に試算した効果額

広域連合設立の前年（平成 26 年度）に、東三河広域協議会（東三河の市町村長等で構成する組織）をはじめ、各市町村の議会への報告資料において示した、東三河広域連合で共同処理を行った場合に想定される各事業の効果額（実施経費の縮減額）は以下の表のとおりです。

10 年間の実施経費（介護保険に関する事務については平成 30 年度開始を予定していたため 7 年間分）の縮減額総額を約 30.2 億円と試算していました。

（単位：千円）

事業名	市町村で実施した場合の経費（想定額）	連合で実施した場合の経費（想定額）	差引（効果額）
介護保険に関する事務 (高齢者人口割 100%)	9,400,860	7,106,491	△ 2,294,369
滞納整理に関する事務 (人口割 100%)	961,000	684,280	△ 276,720
社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の認可等に関する事務 (社会福祉法人数割 100%)	212,140	181,100	△ 31,040
障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務 (障害支援区分認定審査件数割 100%)	100,750	77,000	△ 23,750
消費生活相談等に関する事務 (相談件数割 100%)	781,120	558,920	△ 222,200
航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務 (基準面積割 100%)	759,900	587,890	△ 172,010
合計	12,215,770	9,195,681	△ 3,020,089

- ・県からの権限移譲に伴い平成 31 年 4 月に共同処理事務となった「一般旅券の発給申請の受理等に関する事務」については、設立時において試算の対象外であったため、今回の評価対象から除外しています。
- ・市町村で実施した場合の経費については、試算時の直近決算額を元に算出し、連合で実施した場合の経費については、1 年間の勤務時間 1883.25 時間 = 1 人工、1 人工あたり 7,000 千円として、必要な人件費に事務費を加え算出したものであり、このように算出した 1 年間分の経費を 10 倍（介護保険に関する事務は 7 倍）したものを、10 年間分の試算額（表中の金額）としています。

## ②実績額で算出した効果額

10年間の実績額（介護保険に関する事務については7年間の実績額）によって算出した効果額について、以下の表にまとめています。

設立時の想定額約30.2億円に対し、実績額による効果額は約31.5億円となりました。この結果は、「市町村で実施した場合の経費」をはじめ、設立時の試算額を前提としたものではありますが、少なくとも設立時の想定に対し、各課の事務執行において効率化に努め、経費の縮減が図られたものであると考えられます。

(単位：千円)

事業名	市町村で実施した場合の経費（想定額）	連合で実施した場合の経費（実績額）	差引（効果額）
介護保険に関する事務 (高齢者人口割 100%)	9,400,860	7,323,268	△ 2,077,592
滞納整理に関する事務 (人口割 100%)	961,000	672,426	△ 288,574
社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の認可等に関する事務 (社会福祉法人数割 100%)	212,140	176,378	△ 35,762
障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務 (障害支援区分認定審査件数割 100%)	100,750	83,671	△ 17,079
消費生活相談等に関する事務 (相談件数割 100%)	781,120	249,356	△ 531,764
航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務 (基準面積割 100%)	759,900	556,731	△ 203,169
合 計	12,215,770	9,061,830	△ 3,153,940

- ・連合で実施した場合の経費（実績額）は、各市町村から東三河広域連合に支出された負担金の額を記載しています。  
(10年間分（介護保険に関する事務については7年間分）の合算額)
- ・上記効果額（約31.5億円）から、広域連合本部事務局の運営にかかった費用 約5.1億円（10年間分）を差し引くと、約26.4億円となります。

### (3) 共同処理事務の取組の成果（定性的・定量的な評価）

東三河広域連合で実施する各共同処理事務について、10年間の取組の実績データ等を踏まえ、評価します。

#### ①介護保険に関する事務 ※平成30年度から共同処理開始

(老人福祉法に規定する事業及び施設の許可等に関する事務を含む)

##### 【事務概要】

- ・介護保険に関する次の事務を実施しています。
  - ▶ 介護保険の被保険者の資格管理
  - ▶ 介護保険給付
  - ▶ 介護保険料の賦課及び徴収
  - ▶ 介護保険事業者の指定等
  - ▶ 介護保険課窓口の管理運営
  - ▶ その他介護保険事業の運営
  - ▶ 要介護認定及び要支援認定
  - ▶ 介護保険事業計画の策定
  - ▶ 地域支援事業及び保健福祉事業
  - ▶ 介護保険施設の指定等
  - ▶ 老人福祉法に規定する事業及び施設の認可等

##### 【共同処理の実績と効果】

(処理実績)

- ・基本的事項

(単位：人、件、千円)

区分	H29 (統合前)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第1号被保険者数	200,820	202,826	204,419	206,014	207,206	207,392	207,806	208,117
要介護等認定者数 (第2号被保険者除く)	要支援1	4,069	4,311	4,653	4,919	5,124	5,297	5,564
	要支援2	4,447	4,648	4,813	5,015	5,230	5,498	5,864
	要介護1	6,706	6,721	6,764	6,987	7,105	6,961	7,165
	要介護2	5,080	5,069	5,015	4,800	4,779	4,714	4,714
	要介護3	3,916	3,966	3,966	3,922	3,841	3,730	3,689
	要介護4	3,820	3,779	3,800	3,777	3,904	3,882	3,993
	要介護5	2,563	2,581	2,573	2,543	2,409	2,326	2,285
	計	30,601	31,075	31,584	31,963	32,392	32,408	33,267
保険給付費支出額	46,989,611	47,244,088	48,606,748	49,425,067	49,754,054	49,141,865	49,824,697	51,203,596
地域支援事業費支出額	1,742,333	2,724,221	2,821,993	2,823,874	2,942,384	3,040,593	3,304,815	3,485,293
介護保険料収入額	12,305,696	12,418,789	12,322,361	12,198,760	12,391,052	12,430,598	12,448,042	12,493,115

※被保険者数及び要介護等認定者数は、各年度10月末日現在のもの

※平成29年度の収入額及び支出額は、介護保険事業状況報告年報（厚生労働省）より算定

※地域支援事業費支出額の令和5年度以降は、重層的支援体制整備事業費を含み、一般会計繰出金を除く

・介護保険料基準月額の推移

介護保険料の基準月額について、第8期から広域連合内は均一賦課とし、介護保険の財政運営の安定化を図りました。

(単位：円)

計画期	年度	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	全国平均	愛知県平均
第6期 (統合前)	H27～H29	4,800	5,180	4,900	4,950	4,750	5,700	5,900	5,300	5,514	5,191
第7期	H30～R2	4,813	5,181	4,503	5,213	4,871	5,125	4,825	5,418	5,869	5,526
第8期	R3～R5						4,990			6,014	5,732
第9期	R6～R8						4,930			6,225	5,957

・要介護等認定審査の状況

(単位：件、日)

区分		H29 (統合前)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
要介護等認定調査件数		28,383	23,841	27,910	20,466	24,203	23,946	23,429	26,967
要介護等認定審査件数		28,211	26,570	27,312	20,461	23,549	23,537	23,082	26,180
要介護等認定 申請日から各 平均所要日数	調査実施日まで	14.4	14.9	16.8	13.0	18.9	27.0	18.5	20.5
	意見書入手日まで	19.3	20.7	19.8	18.3	20.1	21.9	22.3	23.6
	判定日まで	38.3	42.2	43.7	37.0	43.1	52.0	43.9	48.4

・重点取組事項（介護人材確保支援事業の一部を除き第8期から実施）

「介護人材の慢性的な不足」、「家族介護者の介護による負担」及び「北部圏域における介護サービスの事業継続」が東三河地域における重要な課題であることを第8期介護保険事業計画から明記し、これらに重点的に取り組みました。

ア 介護人材確保支援事業

介護人材の確保・定着を支援するため、民間ノウハウを活用した介護事業所と介護人材をつなぐ取組など即効性の高い施策を実施するとともに、働きやすい職場環境の実践に向けた取組や介護分野における専門資格の取得を支援しました。

(単位：人)

区分		H29 (統合前)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人材マッチング 直接雇用者数 <sup>※1</sup>	未実施	—	—	—	—	—	19(4)	19(1)	25(2)
研修等受講者数	未実施 <sup>※2</sup>	115	116	127	158	159	219	209	

※1 括弧内は中山間地域(新城市鳳来地区・作手地区、設楽町、東栄町及び豊根村)での実績

※2 初任者研修受講支援について、一部市町村では統合前から実施

#### イ 家族介護者リフレッシュ事業

家族介護者への慰労及び心身のリフレッシュを支援するため、東三河に所在する温泉等入浴施設などにおいて利用できる家族介護者リフレッシュ助成券を交付しました。

(単位：人)

区分	H29 (統合前)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
助成券交付者数	未実施	—	—	—	—	2,319	2,354	2,578

#### ウ 中山間地域対策事業

中山間地域における介護サービスの維持及び新規参入促進のため、中山間地域の住民向けに居宅サービス等を提供する介護事業所に対して、高齢者宅への訪問・送迎回数に応じた運営支援金を交付しました。

(単位：事業所、回)

区分	H29 (統合前)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
交付先事業所数	未実施	—	—	—	12	12	11	36
訪問・送迎回数		—	—	—	9,013	13,072	12,198	27,448

※令和3年度は、7月から3月までの実績

※令和6年度より、交付対象事業所をそれまでの訪問系サービスのみから、通所系サービス、短期入所サービス、居宅介護支援にも拡大

(共同処理による効果)

- 行政手続の利便性の向上

##### ア 窓口の相互利用

要介護認定の申請や住宅改修費の支給手続など、住所地の市町村窓口に加え、東三河8市町村の窓口であればどこでも手続を行うことができるようになり、住民の利便性が向上しました。

##### イ 要介護状態区分及び介護保険料の特別徴収の継続

東三河地域内の転入出であれば、要介護度の転入継続手続が不要となるほか、介護保険料の特別徴収についても停止されずに継続されるため、住民の手続負担が軽減されました。

- 住民サービスの向上

##### ア 地域支援事業の充実

統合前は構成市町村ごとに実施の有無や事業方式にばらつきがあった地域支援事業の一部について、東三河8市町村の全ての被保険者を対象に実施することができるようになりました、住民サービスが向上しました。

統合によって事業内容を統一化した地域支援事業	事業内容
家族介護用品給付事業 ※	重度の要介護者を在宅で介護する低所得世帯を対象に介護用品券（年額 99,600 円）を支給
グループホーム入居者負担軽減事業	経済的理由によりグループホームへの入居が困難な方などを対象に、利用者負担の軽減を行う事業所に対する助成を実施
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防及び要介護状態の改善を図るために、地域の通いの場や通所介護事業所等にリハビリ専門職を派遣

※令和 6 年度より、地域支援事業から保健福祉事業（広域連合が介護保険料を財源として独自に実施する事業）に移行

#### イ サービスの相互利用

地域密着型サービス（グループホーム、小規模特別養護老人ホーム）について、東三河 8 市町村間での相互利用ができるようになり、住民の選択肢が広がりました。

参考：地域密着型サービスの市町村間の相互利用者数 (単位：人)

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相互利用者数	50	83	113	124	128	140	143

#### ・介護サービス事業所指定等の権限の移管

愛知県及び豊橋市が有していた居宅サービスや施設サービスの指定等の権限、並びに市町村が有していた地域密着型サービスの指定等の権限が広域連合に移管されたことにより、事業所指定関係の手続窓口が一本化され、介護事業者の利便性が向上しました。

#### (事業の評価と今後の方向性)

- ・介護保険事業の効率的な運営が可能となり、介護サービスの選択肢の拡大や平準化、介護給付の適正化を図ることができました。
- ・介護人材確保支援事業などスケールメリットを生かした事業展開が可能となりました。
- ・要介護等認定審査に要する期間の短縮には至っていないものの、電子審査会システムを導入し、審査会事務の効率化を図るとともに、介護認定事務の共同処理により経費の削減や認定の平準化を図りました。引き続き、構成市町村と連携し、認定審査期間の短縮に努めます。
- ・今後も構成市町村の地域特性や実情を考慮しつつ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、中長期的に安定した介護保険事業の運営を行っていきます。

## ②滞納整理に関する事務

### 【事務概要】

- 構成市町村から移管を受けた滞納事案について、差押えや換価等の権限を持って、効率的かつ効果的な滞納整理事務を実施しています。
- 構成市町村職員向けの税務研修を実施し、構成市町村職員の徴収技術向上を図るとともに、構成市町村からの滞納整理事務に関する相談等に対応しています。

### 【共同処理の実績と効果】

#### (処理実績)

- 徴収課による徴収状況

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
徴収課への移管件数(件)	—	1,270	1,250	925	1,020	1,008	1,020	1,106	1,024	1,086	9,709
徴収課への移管額(千円)①	—	1,033,226	944,292	792,085	753,125	611,074	584,321	718,238	639,715	638,513	6,714,589
徴収課の徴収額(千円)②	—	618,959	465,251	368,185	358,072	295,895	244,768	249,723	234,132	257,488	3,092,473
徴収率(%)③=②÷①	—	59.9%	49.3%	46.5%	47.5%	48.4%	41.9%	34.8%	36.6%	40.3%	—

- 構成市町村職員向け研修開催状況

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
研修開催回数	—	—	1回	6回	8回	2回	9回	12回	11回	8回	57回
研修参加人数	—	—	14人	107人	113人	57人	107人	167人	148人	87人	800人

#### (共同処理による効果)

- 構成市町村から毎年度1,000件を目安として受け入れた滞納事案について、早期の納税指導、積極的な滞納処分を進めたことにより、構成市町村の徴収率の向上等に寄与するとともに、約13.6億円の費用対効果があったと試算します。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
徴収課への移管額(千円)①	—	1,033,226	944,292	792,085	753,125	611,074	584,321	718,238	639,715	638,513	6,714,589
徴収課の徴収額(千円)②	—	618,959	465,251	368,185	358,072	295,895	244,768	249,723	234,132	257,488	3,092,473
構成市町村合計の徴収率(%)③	—	19.9%	20.4%	21.4%	24.6%	25.2%	29.7%	25.6%	26.0%	25.6%	—
上記③の場合の構成市町村合計の徴収額(千円)④=①×③	—	205,612	192,636	169,506	185,269	153,991	173,543	183,869	166,326	163,459	1,594,211
小計(千円)⑤=②-④	—	413,347	272,615	198,679	172,803	141,904	71,225	65,854	67,806	94,029	1,498,262
徴収事務経費(千円)⑥	8,075	9,588	9,442	12,816	12,682	13,696	15,925	16,078	17,260	16,699	132,261
費用対効果額(千円)⑦=⑤-⑥	△8,075	403,759	263,173	185,863	160,121	128,208	55,300	49,776	50,546	77,330	1,366,001

#### (事業の評価と今後の方向性)

- 早期の納税指導・積極的な滞納処分を進めることで、構成市町村の膠着事案を進捗させることができました。
- 構成市町村職員向けの税務研修について、事例研究や、滞納整理の実務で使用する様式の解説等、より実践的な内容を実施することで、構成市町村職員の徴収技術の向上に寄与しました。
- 今後、納付資力が乏しく徴収が難しい事案の増加が想定される中、東三河地域が一体となり取り組む連携体制の醸成を図る必要があるため、引き続き差押えや換価等の権限を持って、効率的かつ効果的な滞納整理事務を実施するとともに、徴収課へ派遣される職員の育成と構成市町村の徴収技術の向上に今まで以上に重点を置いて、滞納繰越額の縮減に努めます。

### ③社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の認可等に関する事務

#### 【事務概要】

- 社会福祉法人の認可等に関する事務は、社会福祉法人の健全経営と適切な事業運営を確保するために実施するものです。当該事務の実務担当職員には、会計基準や関係法令等の知識に加え、法人監査等の現場経験に基づく高い専門性が要求されます。住民が地域のどこでも安心して福祉サービスを受けられるよう、専門性の高い事務処理体制を安定的に確保するため、広域連合で一括して処理しています。

#### 【共同処理の実績と効果】

##### (処理実績)

- 東三河の社会福祉法人数（令和7年4月1日現在）

(単位：法人)

	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
当初	33	18	3	4	2	2	1	1	64
現行	33	19	4	4	2	2	1	1	66
増減	0	1	1	0	0	0	0	0	2

- 指導監査実施法人の推移

(単位：法人)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
52	44	42	44	21	10	36	28	22	34

※令和元年度～ 新型コロナウイルス感染症予防の観点から法人と調整のうえ実施

平成29年度より監査周期を変更（2年に1回→3年に1回）

##### (共同処理による効果)

- 地域全体における社会福祉法人による福祉サービスの提供水準を確保しました。
- 法人運営や事業経営における透明性を確保しました。
- 専門性の高い職員による事務処理体制を確保しました。
- 共同処理を行うことにより、経費の削減を図ることができました。

##### (事業の評価と今後の方向性)

- 一括で事務処理をすることで、効果的な監査を実施し、地域全体の福祉サービスの提供水準や経営の透明性の確保及び広域での経費削減が図られました。引き続き指導監査業務を集中的に処理し、専門性を高めながら実施していきます。

#### ④障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務

##### 【事務概要】

- ・市町村には障害者総合支援法の定めるところにより、障害支援区分認定審査会の設置が義務付けられており、心身の状態を総合的に判断するための障害支援区分を、全国一律の基準に沿って判定しています。
- ・障害支援区分認定は、障害者が安心して福祉サービスを受けていく上で重要なものであり、その審査体制を東三河で持続的に確保し、より公平・公正な審査を行うため、広域連合が一括して審査会を設置、運営しています。

##### 【共同処理の実績と効果】

###### (処理実績)

- ・障害支援区分認定審査会状況

	平成27年度～令和5年度	令和6年度
審査会委員数	28人	36人
合議体数	4合議体	6合議体
審査会開催回数	48回／年	72回／年

- ・審査件数の推移

	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
平成27年度	944	406	149	91	112	12	7	2	1,723
平成28年度	604	235	73	128	72	13	9	5	1,139
平成29年度	556	316	121	116	112	18	6	3	1,248
平成30年度	920	445	155	106	124	12	11	3	1,776
令和元年度	718	339	126	134	77	18	14	6	1,432
令和2年度	788	360	168	125	121	11	10	3	1,586
令和3年度	1,174	532	194	117	130	15	12	3	2,177
令和4年度	927	414	137	140	118	21	13	4	1,774
令和5年度	797	414	169	128	125	11	10	2	1,656
令和6年度	1,350	557	215	149	118	11	12	4	2,416

###### (共同処理による効果)

- ・審査件数が増加傾向にある中で、審査会委員を増やすなど必要な対応を行うことができました。
- ・医師や社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を確保することができました。
- ・共同処理を行うことにより、経費の削減を図ることができました。

###### (事業の評価と今後の方向性)

- ・審査件数が増加傾向にある中で、令和6年度から合議体数を増やしたことで遅滞なく障害支援区分の認定ができたとともに、審査会委員の負担軽減につながりました。
- ・引き続き専門職確保による安定した審査水準、公平・公正な審査体制の確保に努めます。

## ⑤消費生活相談等に関する事務

### 【事務概要】

- ・消費生活相談等に関する事務は、消費者安全法の定めるところにより市町村に実施が義務付けられており、消費者からの苦情やその処理のための斡旋や情報提供などを行っています。
- ・消費者被害の未然・拡大防止のため、出前講座をはじめ様々な啓発活動を実施しています。

### 【共同処理の実績と効果】

#### (処理実績)

<参考>

##### ◎相談窓口別件数

H27年度（広域連合にて相談業務開始前）

豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	東三河 プラザ※	新城設楽 プラザ※	合計
1,348	929	278	16	65	0	2	2	1,466	223	4,329

※東三河県民生活プラザ、新城設楽県民生活プラザでの相談は平成28年3月末で終了。

R6年度

総合 センター (豊橋)	豊川 センター	蒲郡 センター	新城 センター	田原 センター	合計
2,528	1,110	287	213	278	4,416

##### ◎居住地以外のセンターへの相談件数

R6年度

豊橋市民	豊川市民	蒲郡市民	新城市民	田原市民	設楽町民	東栄町民	豊根村民	合計
34	51	118	15	27	18	10	6	279

#### (共同処理による効果)

- ・東三河管内などの市町村の窓口でも相談が可能となり、地域住民の相談に対するハードルが下がり利便性が向上しました。
- ・各市町村に配置されていた相談員を広域連合に集約することで、相談員1人あたりの相談件数が増加し、さらに各相談員の持つ知識や経験を共有し相互にサポートすることでスキルアップにつながり、より質の高い相談サービスを提供できるようになりました。
- ・広域連合に集約された相談を参考に、最新のトラブル事例やその解決策、未然防止策等を取り入れた啓発活動を実施することで、より効果的な啓発ができるようになりました。また、広域連合内同一の啓発を行うことで、少ない経費で効率的な啓発が可能となりました。

#### (事業の評価と今後の方向性)

- ・消費生活相談及び啓発事業の効率的な実施により、経費削減、市民サービスの向上を図ることができました。
- ・実績を踏まえ見直しを行う中で、令和7年4月より、5センター3相談室から2センター6相談室の相談体制に変更し、蒲郡・新城・田原相談室へ相談員の派遣を開始しました。今後も相談業務全体のあり方について、各センター・相談室への相談件数やオンライン相談の状況を踏まえながら随時検討していきます。

## ⑥航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務

### 【事務概要】

- ・公共測量として航空写真を一括撮影し、最新の地形情報を取得した上で地形図データを作成しています。
- ・作成した航空写真や地形図データは公共測量成果として国、地方公共団体及び民間事業者に提供しています。

### 【共同処理の実績と効果】

(処理実績)

項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
航空写真撮影（8市町村）		○								
航空写真撮影（5市）					○			○		
DMデータ作成（5市）			○						○	

(共同処理による効果)

- ・統一的な品質が確保された広域的な航空写真及び地形図の作成により、利用拡大が図られました。
- ・8市町村共同で作成・運用することにより、事務の効率化が図られました。

(事業の評価と今後の方向性)

- ・統一的な品質が確保された広域的な航空写真及び地形図データを作成でき、都市計画総括図や基本図の作成、固定資産の課税時の現況確認、ハザードマップ作製時の地図データ、GISシステムの地図データなど、行政事務をはじめ幅広く利用されています。引き続き、サービスの向上や事務の効率化に努めています。

## ⑦一般旅券の発給申請の受理等に関する事務

### 【事務概要】

- ・東三河地域住民に対しパスポートの発給申請受理、交付事務を実施

### 【共同処理の実績と効果】

(処理実績)

(単位：件)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
申請件数	20,382	2,132	2,310	7,593	17,304	17,951
住所地以外の窓口での申請件数 (居所申請を除く)	990	81	114	410	900	758
交付件数	20,112	2,423	2,223	7,115	17,013	17,682
豊橋窓口での受取選択者数 (豊橋窓口申請分を除く)	541	51	44	148	340	455

(共同処理による効果)

- ・申請において、愛知県内で構成市町村外に住所のある方は申請できなくなりましたが、構成市町村の住民であれば、いずれの窓口でも申請が可能となりました。また、交付において、旅券受取窓口を申請窓口または豊橋窓口から選択することが可能となり、構成市町村の住民の利便性向上が図られました。

(事業の評価と今後の方向性)

- ・県の法定受託事務の権限移譲事務であり、今後も適正かつ円滑な事務を行っていきます。

#### （4）その他の事務に関する評価について

東三河広域連合が取り組む事務のうち、本書において主として評価を行った共同処理事務以外の事務に関する評価については、以下のとおりです。

（なお、「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付ける事業については、当該戦略の評価を別途行っているため、本書においては記載を省略します。）

##### ・事務権限の移譲に係る調査研究に関する事務

住民の暮らしの向上や地域の持続的発展に繋がる事務についての検討と調整を行った結果、平成30年度から介護保険法及び老人福祉法に基づく事務、令和元年度から一般旅券の発給申請の受理等に関する事務、令和5年度から社会福祉連携推進法人の認定等に関する事務について、愛知県から権限の移譲を受け広域連合において実施することになりました。

その他、児童相談所と保健所の権限移譲に係る調査研究として、広域連合が設置する場合の効果と課題や組織体制等についての検討を行いました。

引き続き、本地域の暮らしの向上等に資する分野において、国や県からの事務権限の移譲に向けた調査研究を行っていきます。

##### ・構成市町村が一体となって取り組む事業（うち職員研修にすること及び情報発信にすること）

構成市町村職員の合同研修（森林作業体験研修や広域政策企画能力向上研修）を実施し、職員のスキルアップと同時に、広域連携の意識啓発や職員間の交流促進を図りました。

また、東三河広域連合ホームページや広報ひがしみかわを通じて、行政情報のほか、連合が行う取組や地域の魅力などを発信しました。

引き続き、広域連携に資する研修を実施するとともに、東三河広域連合の取組の認知につながる情報発信を行っていきます。

### 3. 総括

#### （1）取組の評価と課題認識について

東三河広域連合での共同処理による実施経費の縮減額については、想定した効果が現れており、それぞれの事業において効率的な事務執行が行われていると評価することができます。

また、各事業の取組実績についても堅調に推移しており、共同処理によるサービス水準の向上、効率的な事務処理に必要なノウハウの蓄積が図られるなど、10年間の成果が着実に現れていますが、要介護等認定審査期間に関する課題をはじめ、徴収が難しい滞納事案の増加や障害支援区分認定審査件数の増加など、各事業において今後対応すべき課題もあると認識しています。

#### （2）今後の方向性について

本評価を踏まえ、共同処理事務においては、蓄積したノウハウを生かしながら、引き続き効率的な事務処理及び効果的な事業推進に努めていくとともに、各事業が抱える課題への対応を検討し、より良いサービス提供を目指していく必要があります。

また、こうした共同処理事務の効率的運営及びサービス水準の向上を図る一方で、「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき実施する広域連携事業や地方創生事業についても、施策の効果検証を行いながら、持続可能な東三河の地域づくりに資する取組を推進していくことが求められます。

東三河広域連合は、「東三河はひとつ」の合言葉のもと、市町村の枠を越えた取組を推進する特別地方公共団体として設立されました。今後も地域の発展や社会課題に対し重要な役割を果たしていくため、東三河8市町村と連携しながら、この10年間の取組の成果・課題を次のステップへと着実につなげていきます。